



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） ..... 1
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課） ..... 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） ..... 2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・暮らし安全課） ..... 3
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） ..... 4
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） ..... 4
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課） ..... 6
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） ..... 7

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 ..... 8

### その他

- 沖縄県市町村職員共済組合の決算の要旨の公告 ..... 9

### 正 誤

- 平成28年12月20日付け公報定期第4506号中訂正 ..... 10

## 告 示

### 沖縄県告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年 7月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡宜野座村字松田布流石原1560番 1
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

### 沖縄県告示第365号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成29年 7月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

変更前

加入区の名 称	加入区の区 域	漁業の区 分
八重山加入区	八重山漁業協同組合の地区	1 主としてまぐろはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業) 2 主として底魚一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業) 3 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 4 刺し網漁業(トビ魚) (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う刺し網漁業) 5 小型かつお漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行うかつお釣漁業) 6 定置漁業 7 1から6までに掲げる漁業以外の漁業

変更後

加入区の名 称	加入区の区 域	漁業の区 分
八重山加入区	八重山漁業協同組合の地区	1 主としてまぐろはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業) 2 主としてまぐろはえ縄漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業) 3 主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業) 4 主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業) 5 主としてそでいか旗流し漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業) 6 主としてそでいか旗流し漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業) 7 主として底魚一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業) 8 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 9 刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う刺し網漁業) 10 小型かつお漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行うかつお釣漁業) 11 定置漁業 12 1から11までに掲げる漁業以外の漁業

沖縄県告示第366号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年沖縄県条例第72号)第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成29年7月7日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉手苺 孝夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成29年7月15日から同年9月18日まで
- 4 観覧料の額  
平成29年度美術館企画展「Learn&Play!teamLab Future Park」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般及び大学生	1,300円	1,100円
	高校生及び中学生	1,000円	800円
	小人	600円	500円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生」、「高校生及び中学生」及び「小人」のいずれにも該当しない者（3歳未満の者を除く。）をいう。
  - 2 「大学生」とは、大学の学生その他これに準ずる者をいう。
  - 3 「高校生及び中学生」とは、高等学校の生徒及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
  - 4 「小人」とは、小学校の児童及び3歳から小学校就学の始期に達するまでの者その他これらに準ずる者をいう。
  - 5 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合をいう。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成29年7月26日まで縦覧に供する。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ていんくる・やいま
- 3 代表者の氏名 黒島竹子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市字登野城1357番地1 石垣市健康福祉センター内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、子どもや子どもを育てる親、その他支援を必要とする人々に対して、安心して楽しめる地域づくり及び子ども達を健全に育成するための企画・運営事業を行い、子ども達にとって安全で楽しく過ごせる地域・環境づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成29年7月7日から同年11月7日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 届出年月日 平成29年6月14日
- 2 届出の概要  
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 山里第一地区第一市街地再開発事業商業棟 沖縄市山里

一丁目地内

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 沖縄市山里第一地区市街地再開発組合 沖縄市山里二丁目1番8号 理事長 仲宗根洋一
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年4月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,630平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 173台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 17台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 265.82平方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 55.50立方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンエー喜友名店 宜野湾市喜友名一丁目515番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成29年7月7日から同年8月7日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年4月4日  
(2) 商号名 有限会社丸正開発  
(3) 代表者名 大城正樹  
(4) 所在地 糸満市字照屋765番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第9043号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年3月9日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年4月4日  
(2) 商号名 株式会社ひかり塗装工業  
(3) 代表者名 富濱秀雄  
(4) 所在地 沖縄市越来三丁目14番35号1F  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第12055号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年3月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年4月4日  
(2) 商号名 大沖  
(3) 代表者名 新里一仁  
(4) 所在地 うるま市与那城饒辺909番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第12482号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年3月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年4月14日  
(2) 商号名 有限会社琉兼重機  
(3) 代表者名 島袋純次  
(4) 所在地 大宜味村字白浜442番地888  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第10729号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年3月17日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成29年4月14日  
(2) 商号名 沖縄海運産業株式会社  
(3) 代表者名 駒崎一美  
(4) 所在地 うるま市与那城平宮1番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12344号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年3月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成29年4月14日  
(2) 商号名 有限会社大日土木  
(3) 代表者名 平川悟  
(4) 所在地 宜野湾市字佐真下83番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第4459号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業の一般建設業に関する許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年3月23日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年4月14日
- (2) 商号名 有限会社澄弘
- (3) 代表者名 金城澄夫
- (4) 所在地 八重瀬町字世名城787番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第6481号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年3月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年4月14日
- (2) 商号名 株式会社前田開発
- (3) 代表者名 前田孟
- (4) 所在地 浦添市大平二丁目21番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28)第8096号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年3月27日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年4月14日
- (2) 商号名 株式会社H&R
- (3) 代表者名 美里武吉
- (4) 所在地 浦添市当山一丁目7番15号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第12182号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年3月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年4月14日
- (2) 商号名 株式会社クリエイトE S
- (3) 代表者名 國場幸貞
- (4) 所在地 浦添市西原五丁目1番9号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第11757号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年3月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 城間港川地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 豊見城地区ほか5地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 豊見城地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南風原町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 宮平地区及び喜屋武・本部・照屋地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南風原町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 宮平地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年3月29日 沖縄県指令土第279号、平成20年8月8日 沖縄県指令土第567号（変更）、平成24年4月17日 沖縄県指令土第618号（変更）、平成25年3月1日 沖縄県指令土第198号（変更）、平成27年9月25日 沖縄県指令土第800号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市桃原一丁目352番1ほか51筆（2工区及び3工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市桃原一丁目22番1号 遍照寺 代表役員 伊佐学
- 5 検査済証番号 平成29年6月21日 第4384号
- 6 工事完了年月日 平成28年1月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月25日 沖縄県指令土第471号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字当銘東原256番8

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字当銘141番地 永山伸也
- 5 検査済証番号 平成29年6月26日 第4385号
- 6 工事完了年月日 平成29年5月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月17日 沖縄県指令土第649号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 嘉手納町字屋良下仁原891番1ほか13筆
- 3 公共施設 防火水槽
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 嘉手納町字屋良964番地1 学校法人キリスト栄光学院 理事長 池原信徳
- 5 検査済証番号 平成29年6月27日 第4386号
- 6 工事完了年月日 平成29年5月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年11月24日 沖縄県指令土第871号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字真喜屋黒崎888番ほか2筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成29年6月27日 第4387号
- 6 工事完了年月日 平成29年5月11日

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成29年沖縄県選挙管理委員会告示第6号は、廃止する。



平成29年7月7日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,101
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 244,382
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,402
うるま市選挙区	32,153
沖縄市選挙区	36,597
宜野湾市選挙区	25,561
浦添市選挙区	29,610
那覇市・南部離島選挙区	90,213
豊見城市選挙区	16,048
島尻・南城市選挙区	34,130
糸満市選挙区	15,817
宮古島市選挙区	14,862
石垣市選挙区	14,480
国頭郡選挙区	18,471
中頭郡選挙区	40,676

## そ の 他

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成28年度決算の要旨を公告する。

平成29年7月7日

沖縄県市町村職員共済組合

理事長 野 国 昌 春

損益計算書の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過 長期	経過 長期預託金 管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(収入)											
負担金	4,157,345	9,811,589	536,505	131,117		146,299	140,353				
掛金	3,956,361	6,242,528	536,514				136,445				
利息及び配当 金	547				98,983	129	8,441	559	203,274	87,005	0
その他の収入	1,377,131					71,687	9,000	8,712		374	
他経理から繰 入金						27,529					
前年度支払準 備金	675,687										
計	10,167,071	16,054,118	1,073,019	131,117	98,983	245,645	294,239	9,271	203,274	87,379	0
(支出)											
給付金	4,462,882										
役員給与						96,472	28,806	16,756	8,240	5,324	
旅費・事務費						16,569	5,078		2,126	383	
委託費						3,717	530		105	165	
支払利息					98,983				131,187	73,823	
連合会分担金						9,892	3,147				
連合会払込金	95,318	16,054,118	1,073,019	131,117		64,868				4,626	
前期高齢者納 付金	2,132,134										
後期高齢者拠											

出金	1,486,153										
老人保健拠出金	39										
退職者給付拠出金	89,181										
他経理へ繰入金	27,529										
その他の支出	1,258,438				32,010	288,330	13,713	5,157	2,483		
次年度支払準備金	672,735										
計	10,224,408	16,054,118	1,073,019	131,117	98,983	223,528	325,891	30,469	146,815	86,803	0
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△57,338	0	0	0	0	22,117	△31,652	△21,199	56,459	576	0

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(資産)											
流動資産	1,548,805	969,600	67,710	868	139,950	213,021	1,242,657	449,972	3,490,835	102,404	0
固定資産					4,605,922	1		300,400	11,432,642	3,050,171	
繰延資産											
資産合計	1,548,805	969,600	67,710	868	4,745,872	213,021	1,242,657	750,372	14,923,477	3,152,575	0
(負債)											
流動負債	424,961	969,600	67,710	868		1,983	183,095	40	13,550,100	1,393	
固定負債	672,735				4,745,872	81,849	35,055	77,619	12,735	2,845,876	
負債合計	1,097,696	969,600	67,710	868	4,745,872	83,832	218,149	77,660	13,562,835	2,847,269	0
(純資産)											
欠損金											
利益剰余金	451,109					129,190	1,024,507	672,713	1,360,643	305,306	0
純資産合計	451,109	0	0	0	0	129,190	1,024,507	672,713	1,360,643	305,306	0
負債・純資産合計	1,548,805	969,600	67,710	868	4,745,872	213,021	1,242,657	750,372	14,923,477	3,152,575	0

(注) 四捨五入により、合計と一致しない場合があります。

正 誤

平成28年12月20日付け公報定期第4506号掲載の「民有保安林の指定の解除の予定（沖縄県告示第658号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	上から11	1450番2	1405番2

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--